

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年3月7日

横浜市契約事務受任者
中区長 小林 英二

1 契約の概要

令和6年10月15日に民地内の擁壁（中区山手町68番地の27付近）が崩壊した旨、令和6年10月16日に通報があり、横浜市職員が現場を確認したところ、民地の擁壁が隣の民地及び住居に流れ出している状況であった。隣の民地の屋外電気設備等工作物に、土砂等が新たな被害を及ぼさないようにするため、該当箇所に対し、応急的に土留めとなる立て板の設置等を委託により緊急で実施した。

2 履行（納品）場所

中区山手町68番地の27付近

3 契約日

令和6年10月16日

4 履行日又は履行期間

令和6年10月16日から令和6年10月30日まで

5 契約金額

¥140,800.-

6 契約の相手方（名称及び所在）

横浜市中区小港町1-14-3

平和工業株式会社

代表取締役 高木 寛之

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

土砂等が屋外電気設備等工作物に浸入し停電等の被害が発生することを防ぎ、市民の財産及び生活の安全を守るための措置を緊急で行う必要があったため。

8 契約の相手方の選定理由

建築局が協定を締結している一般社団法人横浜建設業協会の防災作業隊方面班長であり、発災時に迅速に応急活動を実施することができる事業者であるため。

9 所管課

中区総務課